【記入例（事前確認時）】

《入院（入所）中や認定申請中の取扱いについて》

下記の①から②のいずれかに該当する人が介護保険での福祉用具購入を行う場合、支給の対象とならない場合がありますので、下記の事項を了承のうえ申請してください。

① 入院中または施設入所中に福祉用具を購入する場合
本来は退院または退所し、自宅での生活になってからの申請となります。
退院・退所の前に生活環境を整える必要がある場合にかぎり、事前申請を受付します。
福祉用具購入費の支給申請は自宅に戻ってからとなります。また、一時帰宅のための購入は対象となりません。

② 認定申請中に福祉用具を購入する場合
介護保険での福祉用具購入費の支給対象となるのは、要介護認定を受けている人です。
認定申請中に福祉用具の購入をすることはできますが、支給申請は認定結果が出てからになり、認定結果が「自立」となった場合は、支給対象となりません。

介護保険福祉用具購入費等における事前承諾書

上記の事項を了承したうえで、「介護保険居宅介護福祉用具購入費等事前確認」申請を行います。

令和　3年　4月　1日

被保険者氏名		介護　太郎	被保険者番号	1234567
あてはまる理由		□ ①退院・退所　　☑ ②認定申請中		
①	退院・退所予定日	令和　　年　　月　　日		市受理印
	入院・入所施設名			
②	認定申請日	令和　3　年　3　月29　日		

あてはまる理由にチェックを入れ、必要項目を記入してください。

△▽△

※コピーをお渡ししますので、下記は福祉用具購入後の支給申請時に記入し、請求書類に添付してください。

支給申請時にご記入ください。	①退院・退所日	令和
	②要介護認定日および要介護度	要支援 ・ 4 ・ 5

福祉用具購入後に記入する欄です。
（事前確認申請の受付後、この承諾書の写しを送付しますので、福祉用具購入後、その写しに記入して提出してください）